

**（仮称）生活衛生・医事衛生関係業務支援システム
構築に係る情報提供及び概算見積の依頼について**

令和 7 年 6 月 11 日

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課

1. 情報提供依頼の実施目的、趣旨及び背景

大阪市（以下「本市」という。）では、生活衛生・医事衛生等に係る許認可及び監視指導業務の多くにおいて、アナログな運用が存在していることから、業務の効率化や市民サービスの向上に向けた課題が顕在化しています。これらの業務は、関係法令に基づく手続きや現地調査等、対応範囲が広く、かつ、多岐にわたる一方で、限られた人員の中で対応をしているという状況にあります。また、今後想定される生産人口の減少や高度なデジタル社会への対応を見据え、本市では行政サービスの質を維持・向上させるために、デジタル技術を活用した業務改革（DX）の推進が不可欠であると考えています。

このような背景のもと、本市では、今年度から「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導 DX 推進事業」を実施しており、業務全体の見直し（BPR）と合わせて次期システム（（仮称）生活衛生・医事衛生関係業務支援システム）の導入に向けた検討を進めているところです。

その一環として、次期システムの調達仕様策定にあたり、市場の製品・サービス動向を把握するとともに、各事業者における実現性やコスト・効果等を多面的に検証することを目的として、本 RFI（情報提供依頼）を実施いたします。

つきましては、今後の仕様策定の参考とするため、下記のとおり情報提供及び概算見積りを依頼いたします。

2. 情報提供及び概算見積りの依頼内容

（1）情報提供依頼内容

本市が提供する資料を基に、下記に示す項目について情報提供をお願いいたします。

表 1 情報提供依頼項目

No	情報提供依頼項目	依頼概要	回答様式
1	貴社に係る情報	貴社に係る以下の情報。 ● 会社概要 ● 導入実績（団体、システム範囲、稼働年度等） ● パッケージシステムまたはサービスに係る品質管理体制 ● 保有資格（ISO9001、ISO27001 等） ● その他参考となる情報	－

No	情報提供依頼項目	依頼概要	回答様式
2	パッケージシステムに係る情報	本市が求める業務システム範囲（表 2）において、貴社が提案可能な以下の情報。 ● 本市が示す業務システムごとの対応製品名 ● システムの特徴 ● SaaS 型、パブリッククラウド、プライベートクラウドでのシステム提供可否（可能な場合の制約・前提事項） ● 業務フロー ● 機能一覧及び機能要件 ● 帳票一覧及び帳票レイアウト ● 同規模自治体での導入における推奨マスタスケジュール ● 標準的な（または推奨される）データ移行範囲や移行方法、移行にあたって本市に求める事項 等 ※ ユーザビリティ（画面遷移・操作性・視認性等）に関するコンセプトや考え方について、ご提供可能な情報がありましたら、あわせてご提供をお願いいたします。 ※ 複数パッケージシステム等でのご提案の場合、全てのパッケージシステム等に対して情報提供をお願いいたします。 ※ ノーコード・ローコードツール等の組み合わせでの提示も可とします。	—
3	パッケージシステム紹介動画	貴社が提案可能なパッケージシステムの画面イメージ、操作性等が分かる動画説明。（貴社において準備可能な場合、提供を依頼いたします。）	—
4	課題事項への対応可否	本市が提供する「課題事項一覧」に対して、貴社が提案するパッケージシステムでの対応可否に係る情報。	課題事項一覧内への記載
5	概算見積り	本市が提供する仕様概要（案）に基づく概算見積り。 ※ 本市が示す様式にて作成し、必要に応じて見積り区分を詳細化をお願いいたします。 ※ 以下の情報をあわせてご提示ください。（任意様式でも可） ● 概算見積りの前提条件 ● 機器、ネットワーク及びソフトウェア構成（クラウド環境上に準備する機器等含む）	様式 2
6	システム構築スケジュール案	令和 8 年 10 月から構築作業を開始する想定における、次期システム稼働開始までのシステム構築スケジュール案。 ※ 工程別のスケジュールが把握できるような記載をお願いいたします。	— (任意)

表 2 業務システム範囲

No	業務区分	主な対象業務	主なシステム機能
1-1	環境衛生事業	- ねずみ衛生害虫防除指導 - 営業施設の許認可・指導 - 建築物衛生管理指導 - 簡易専用水道等の監視指導 - 有害家庭用品対策 - 住居衛生の推進	受付処理
1-2			許可・交付処理
1-3			台帳管理
1-4			帳票出力
1-5			検索処理
1-6			統計処理
1-7			監視結果管理
1-8			検査結果管理
2-1	食品衛生事業	- 営業の許可（飲食店営業、菓子製造業及び魚介類販売業等） - 営業施設（食品関係施設）の監視指導 - 食品等の検査	受付処理
2-2			許可・交付処理
2-3			台帳管理
2-4			帳票出力
2-5			検索処理
2-6			統計処理
2-7			監視結果管理
2-8			検査結果管理
3-1	狂犬病予防・動物愛護事業	- 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付 - 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の登録及び届出事務 - 特定動物の飼養保管の許可	受付処理
3-2			許可・交付処理
3-3			台帳管理
3-4			帳票出力
3-5			検索処理
3-6			統計処理
3-7			監視結果管理
4-1	薬務事業	- 薬局・医薬品販売業及び高度管理医療機器等販売業の各種許可・届出の受理 - 毒物劇物販売業・業務上取扱者、特定毒物研究者の各種許可・届出の受理	受付処理
4-2			許認可処理
4-3			台帳管理
4-4			帳票出力
4-5			検索処理
4-6			統計処理
4-7			監視結果管理
5-1	医療指導事業	- 病院・診療所等の各種許可・届出の受理 - 病院・診療所等の立入検査指導 - 医療法人の各種認可・届出の受理	受付処理
5-2			許認可処理
5-3			台帳管理

No	業務区分	主な対象業務	主なシステム機能
5-4			帳票出力
5-5			検索処理
5-6			統計処理
5-7			監視結果管理
6	共通 (電子申請管理)	● 各種申請等に係る電子申請受付・交付	申請受付
			内容審査
			結果送付（電子交付）
			手数料決済

3. 本市から提供する資料

貴社に情報提供を依頼するにあたって、予め「秘密保持誓約書」（本市様式）をご提出いただいた上で、以下の資料を提供します。

表 3 本市から提供する資料

No	提供資料名	資料概要
1	(仮称)生活衛生・医事衛生関係業務支援システム構築に係る情報提供及び概算見積の依頼について	貴社への情報提供依頼文（本資料）。
2	大阪市 DX 戦略 概要版（HP 掲載）	大阪市 DX 戦略（Re-Design おおさか）
3	大阪市 DX 戦略アクションプラン P.56（HP 掲載）	安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導 DX を推進
4	仕様概要（案）	(仮称)生活衛生・医事衛生関係業務支援システムの仕様概要（案）。 情報提供依頼において重要と考える情報を中心に記載したもの。
5	課題事項一覧	(仮称)生活衛生・医事衛生関係業務支援システム等で解決したい現状課題を一覧化した資料。
6	【様式 1】秘密保持誓約書	情報提供依頼において、本市から提供を受けた秘密情報の取扱いを遵守することを誓約する様式。
7	【様式 2】概算見積書	貴社に概算見積りをご提示いただくにあたっての様式。
8	【様式 3】質問票	情報提供依頼において、不明点がある場合に質問を行う際に使用する様式。

No3「課題事項一覧」の課題事項を以下に示します。なお、各課題事項に係る詳細や課題解決の方向性については、本市から提供する資料にてご確認をお願いいたします。

表 4 本市における課題事項

No	課題事項
1	申請・相談等に係る対応チャネルの適正化と利便性の向上
2	来訪・訪問対応のスケジュール調整の高度化
3	属人化した業務処理の解消
4	本人確認方法の標準化と受付業務の効率化
5	許認可手続き等における法人情報確認業務の効率化
6	紙書類を前提とした業務処理の解消
7	情報入力・登録業務の省力化・自動化
8	食品表示基準等に関する照会対応業務の効率化
9	物理的な距離に影響されない非対面での検査業務処理の推進
10	検査記録・指導内容のデジタル化と現場完結の推進

4. 貴社からの資料提供方法

(1) 資料の提供期限

資料は、令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時までを期限としてご提供ください。なお、準備が整った資料から本期限に先行して順次ご提供をお願いします。

なお、本市が示す期限での提出が困難な場合、事前にご連絡をお願いいたします。その上で、両者協議において期限調整をお願いいたします。

また、秘密保持誓約書の提出後に情報提供を辞退する場合は、その旨を必ず E メールにて連絡するようお願いいたします。

(2) 提供先

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
電話：06-6208-9933
E メール：fc0006@city.osaka.lg.jp
担当：勝田、三浦

(3) 提供方法

郵送又は E メール送付のいずれかの方法としてください。各種資料については、書面によるもの以外の場合、可能な限り Word・Excel 形式等の編集可能な電子ファイルでのご提出をお願いいたします。

なお、郵送の場合は宛先は担当者名（勝田、三浦）まで明記ください。E メールの場合は、件名は「【大阪市生活衛生 RFI】（貴社名）情報提供依頼に対する回答」としてください。また、送付いただく資料の容量が大きい場合（10MB 以上）は、ご相談ください。

5. 本件に対する質問先

本件に対するご質問がある場合、令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時までに「4. 貴社からの資料提供方法－(2) 提供先」まで E メールにてご連絡をお願いいたします。（件名は「【大阪市生活衛生 RFI】情報提供依頼に対する質問の送付について（貴社名）」としてください）。

ご質問は、【様式 3】質問票に記載したものの送付をお願いいたします。

なお、質問の回答は、当該質問を行った事業者に対してのみ行います。また、準備が整ったものから順次回答を行うこととし、すべての回答は令和 7 年 7 月 4 日（金）を目途に回答します。

6. 特記事項

- ご提供いただいた資料等は、貴社に断りなく外部（安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導 DX 推進事業に係る業務改善コンサルティング業務の委託先及び再委託先を除く。）への提供はいたしません。
- 情報提供に係る一切の経費については、貴社側の負担とします。
- 情報提供された書類等は、貴社から明確な指示があったものを除き返却いたしません。
- 提出された書類等については、大阪市情報公開条例（平成 13 年 3 月 5 日条例第 3 号）に基づく情報公開の対象となります。（同条例第 13 条に規定する第三者情報が含まれている場合は、開示決定等を行う前に意見を求めることとします。）
- 情報提供いただいた内容について確認事項、追加依頼事項等が発生した場合には、後日、質問対応・デモンストレーション・追加の情報提供等を依頼することがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 本 RFI（情報提供依頼）により、将来の調達を約束するものではありません。

以 上